

定 款

一般社団法人 浜松市歯科医師会

定款 目次

	(ページ)
第1章 総 則	1
第2章 目的及び事業	1
第3章 会 員	1
第4章 総 会	3
第5章 役員等	5
第6章 理事会	7
第7章 事務局	8
第8章 資産及び会計	8
第9章 定款の変更、解散等	8
第10章 公告の方法	9
第11章 雑 則	9

一般社団法人 浜松市歯科医師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人浜松市歯科医師会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県浜松市中区鴨江二丁目11番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚、歯科医学医術の進歩発達及び公衆衛生の普及向上を図り、予防医学の完成に努力し、もって地域住民の健康保持及び増進による福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事業
- (2) 歯科医学の振興に関する事業
- (3) 歯科医療の向上に関する事業
- (4) 公衆衛生の普及向上及び予防医学の研究指導に関する事業
- (5) 歯科医師の生涯研修に関する事業
- (6) 歯科衛生士の養成に関する事業
- (7) 地域歯科保健、医療及び福祉介護の推進に関する事業
- (8) 歯科医業の合理化に関する事業
- (9) 会員の福祉及び親睦に関する事業
- (10) 会報その他刊行物に関する事業
- (11) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、浜松市において行うとともに、必要に応じて市外でも行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 浜松市に歯科診療所（診療に従事しないものについては住所）を有する歯科医師又は歯科医師法附則第34条の規定による医師で、本会の目的に賛同して入会した次に掲げるもの。

ア 正会員A 浜松市内の診療所、病院、医育機関、介護保険施設等の開設者、管理者、

歯科責任者等である歯科医師

イ 正会員B 浜松市内の診療所、病院、医育機関、介護保険施設等の開設者、管理者、歯科責任者等以外の歯科医師

ウ 終身会員 本会の正会員A又は正会員Bとして定款の施行に関する規程に定める本会通算在籍年数及び年齢を超えた者で、総会の決議を経て承認されたもの

エ 名誉会員 本会の正会員で歯科医学医術又は医業の進歩発達に貢献し、かつ、本会のために著しい功績のあった者で、総会の決議を経て承認されたもの

(2) 準会員 歯科診療所、病院、公共施設及び本会事業の後方支援協力を委嘱する病院において就業する本会正会員以外の歯科医師で、本会の趣旨に賛同し、理事会で承認されたもの

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 第5条第1項の規定に関わらず、診療に従事しない正会員が浜松市内に住所を有しなくなった場合でも、理事会の決議により正会員とすることができる。

4 終身会員及び名誉会員に関する必要な事項は、定款の施行に関する規程で別に定める。

(正会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員A又は正会員Bになろうとする者は、別に定める入会申込書を本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 本会は前項の諾否を決めたときは、その旨を書面をもって当該入会の申し込みをした者に通知する。

3 正会員は、入会申込書の記載事項に異動を生じた場合は、所定の異動届を速やかに本会へ提出しなければならない。

(正会員の義務)

第7条 正会員は、総会の決定事項に服する義務を有する。

2 正会員A又は正会員Bは、本会所定の会費、負担金等を本会へ支払う義務を負う。

3 会費、負担金等の額は、総会において別に定める。

4 特別の事情がある正会員A又は正会員Bに対しては、理事会の決議を経て、会費又は負担金等の一部若しくは全部を減免することができる。

(上部団体への入会義務)

第8条 本会の正会員は、静岡県歯科医師会及び日本歯科医師会に入会しなければならない。

2 本会の正会員が静岡県歯科医師会又は日本歯科医師会を除名されたとき、若しくはその会員たる資格を失ったときは、本会の正会員たる資格を失うものとする。

(退 会)

第9条 正会員が、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を本会に提出しなければならない。

2 正会員は、退会しても支払った会費、負担金等の返還を受けることはできない。

(会費等の未納に伴う会員資格の喪失)

第10条 正会員が1年以上会費、負担金等を支払わないときは催告し、なお支払わないときは理事会の決議を経て、総会の承認をもって会員資格を喪失する。

2 正会員は、その資格を喪失しても、未履行の義務はこれを免れない。

3 本会は、正会員がその資格を喪失しても、既納の会費、負担金等はこれを返還しない。

4 第1項の規定により会員資格を喪失した者が、6箇月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の承認を得て、正会員の資格を復するものとする。この場合においては、正会員の資格を復した者は入会金を支払う義務を負わない。

5 第1項の規定により、会員の資格を喪失したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、本人に通知する。

(戒告及び除名等)

第11条 正会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、戒告、正会員の権利の一部停止又は除名することができる。

(1) 歯科医師としての名誉を汚したとき。

(2) 本会の綱紀を乱したとき。

(3) 正会員たる義務を怠ったとき。

2 前項に規定する戒告又は正会員の権利の一部停止は、理事会の決議をもって行うものとし、除名は、理事会の決議を経て総会の承認を経るものとする。除名を行なう場合においては、当該正会員に総会開催の1週間前までにその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項の規定により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、本人に通知する。

(準会員)

第12条 準会員は、本会の正会員としての権能を有しないが、本会主催の各種活動に参加することができる。

2 準会員に関する必要な事項は、定款の施行に関する規程に定める。

第4章 総会

(種類)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその規程
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事及び監事の責任の一部免除
- (9) 事業の全部譲渡
- (10) 清算終了までの一般社団法人の継続
- (11) 合併
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

(開 催)

第 16 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 18 条 総会の議長は、総会出席正会員の中から選任する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 理事及び監事の責任の一部免除
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) 清算終了までの一般社団法人の継続
- (7) 合併
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、決議については当該正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び当日議長の指名した正会員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上22名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名又は3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事又は監事に、理事又は監事としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議をもって当該理事又は監事を解任することができる。
- 2 理事又は監事を解任する場合には、当該理事又は監事に総会開催の1週間前までにその旨を書面で通知するとともに、解任の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

- 第29条 理事及び監事に対して、その職務の対価として、総会において別に定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(責任免除)

- 第30条 理事又は監事は、その職務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない

場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行状況等を勘案して一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問等)

第 31 条 本会に、顧問 3 名以内及び特別職 3 名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、本会の理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 特別職は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 5 特別職は、本会の事業に関し意見を述べるができる。
- 6 顧問及び特別職の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 前項第 3 号の会長及び副会長の選定に当たっては、総会に付議した上で、その決議を参考にすることができる。

(招集)

第 34 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を本会の主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第41条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 43 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 46 条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事である会長は、横山盛次とする。
- 3 本会の最初の理事の任期は、平成 25 年 6 月の定時総会の終結の時までとする。
- 4 本会の最初の監事の任期は、平成 25 年 6 月の定時総会の終結の時までとする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。